

第8期期間中における介護保険料について

1. 介護保険料設定の前提となる諸条件

(1) サービス給付費見込み量の求め方

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス給付費見込額に応じて設定する。サービス給付費見込量については、要支援・要介護認定状況および利用実績等を考慮し、算出している。

(2) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の負担率は、国の政令により第1号被保険者と第2号被保険者の人数比率に基づき、3年ごとに見直しがある。

第8期の第1号被保険者の負担率は第7期と同率

第6期負担割合		➡	第7期負担割合		➡	第8期負担割合	
第2号被保険者	第1号被保険者		第2号被保険者	第1号被保険者		第2号被保険者	第1号被保険者
28%	22%		27%	23%		27%	23%
			1%増			横ばい	横ばい

(3) 介護報酬の改定

令和3年度報酬改定により全体で0.7%増の見込

(4) 保険料段階の設定

介護保険法施行令において、標準となる所得段階と保険料率（基準に対する倍率）が定められているが、あわせて、市町村が独自に保険料率を設定することや、住民税課税層の所得段階を弾力化することが認められている。

本市においては、第7期計画からより適切に所得に応じた負担を求めるとの観点から、国が示す9段階の基準所得金額を変更し、それに応じた11段階の保険料率を設定しており、第8期計画においても、その観点を踏襲した保険料率を設定する。

(5) 公費による低所得者の保険料の軽減強化

平成27年4月から、介護保険法の改正により、公費を投入して低所得者（第1段階）の保険料の軽減が図られている。（国1/2 県1/4）

段階	保険料基準額に対する割合		
	H30年度	R元年度	R2年度
第1段階	0.45	0.375	0.3
第2段階	0.75	0.625	0.5
第3段階	0.75	0.725	0.7

(6) 介護給付費等準備基金の活用

第8期計画における基金の活用を1億3千万円と見込む。(第7期は2千万円の見込み)

2. 第8期第1号被保険者介護保険料基準額(月額)

(単位:千円)

	第8期			合計	第9期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和7年度
①標準給付費	4,649,727	4,651,422	4,685,924	13,987,073	4,667,510
②地域支援事業費	274,031	283,470	293,953	851,454	246,097
③第1号被保険者負担相当額 (①+②)×0.23 【第8期:0.23】・【第9期:0.24】	1,132,464	1,135,025	1,145,372	3,412,861	1,179,266
④調整交付金による調整 (標準給付費の5%の額との比較)	59,380	40,162	35,161	134,703	33,329
⑤介護保険事業基金取り崩し	0	0	130,000	130,000	0
⑥財政安定化基金取り崩しによる交付金	0	0	0	0	0
⑦保険料収納必要額 (③-④-⑤-⑥)÷予定保険料 収納率(0.9929)	1,080,757	1,102,692	987,220	3,170,669	1,154,131
⑧負担割合補正後の第1号 被保険者数	13,176人	13,154人	13,104人	39,434人	13,039人
⑨保険料基準額 ⑦÷⑧÷12か月	6,835円	6,986円	6,278円	6,700円	7,376円

※令和3年1月末日時点

【主な増減理由】

- ・介護報酬の改定による増
- ・第1号被保険者数の減少による増
- ・介護給付費等準備基金の活用(取り崩し)による減

